

第1号議案 明南小学校PTA会則

※ 第3章 第8条 下線部変更 3名→1名 ※第5章 第25条 下線部追記
第1章 総 則

第1条 本会は明南小学校PTAといい、事務局を明南小学校に置く。

第2条 本会は会員の協力によって小学校教育を振興し、児童の福祉を増進し、あわせて会員相互の修養と親睦につとめることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 小学校教育に対する理解を深め、これを増進する。
- 2 家庭と学校との関係を一層緊密にし、児童の育成に関する諸事業を行う。
- 3 会員相互の教養を高め、親睦を図る。
- 4 その他、目的達成に必要なことを行う。

第2章 組 織

第4条 本会は明南小学校児童の保護者と教職員を会員とする。

第5条 本会の事業を遂行するために、次の機関を置く。

1 本 部

イ 三役会（PTA事業の企画・運営に当たる）

2 専門部

イ 校外指導部（校外における児童の指導、地区における連絡、地区こども会育成会との連携）

ロ 文化広報部（小学校教育・PTA活動全般にわたる理解と推進を図るために会報と文集の発行を発行し、会員相互の親睦を図る）

ハ 学年部（学級・学年PTAと家庭共育委員会の運営）

3 学級PTA

4 学年PTA

第3章 役 員

第6条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 3名（男性1、女性1、校長1）

監事 2名 幹事 若干名 常任委員（各正副部長）

三役（会長、副会長、幹事）

第7条 学級PTAに次の役員をおく。

会長 1名 副会長 1名（それぞれ学年部員を兼ね、市P連家庭共育委員会の事業にもたずさわる） 連絡員 若干名

第8条 学年PTAに次の役員をおく。

会長 1名 副会長 1名（2学級の学年は学級PTA正副会長会の互選とする）

第9条 本会に顧問をおくことができる。

第4章 役員を選出と任務

第10条 会長は会員中より選出する。会長は会を代表し、いっさいの会務を統括する。

第11条 副会長は会員中より選出する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代理をする。総会、常任委員会の議長となる。女性副会長は市PTAと連携し、保護者の修養をはかるための活動をする。副会長は庶務会計に当たる。

第12条 監事は会員中より選出する。監事はこの会を監査する。必要に応じて会議に出席することができる。

第13条 会長、副会長、監事は前年度の常任委員会において推薦・選出し、総会の承認を受け決定する。

第14条 幹事は会長が委嘱する。幹事は庶務会計に当たる。

第15条 専門部の部員は各学級より選出する。

学年部2名、文化広報部1名（単級学年は2名）及び校外指導部各地区1名を選出する。（地区の区分は年度毎に検討して変更できる。）

第16条 校外指導部員は、児童の校外生活の指導にあたり、外部団体との連携を図る。

第17条 各部に正副部長をおく。正副部長は各部部員の互選とする。

第18条 顧問は会長が総会において推薦する。顧問は会長の諮問にこたえる。

第19条 役員任期は1ヵ年とする。ただし再任はさまたげない。補欠の者は前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

第20条 本会は年度当初に総会を開く。ただし必要があれば臨時総会を開くことができる。

総会では、次の事項を行う。

事業報告、予算、決算の決議、事業計画、役員承認、会則の変更、その他。

第21条 常任委員会は、会長、副会長、各正副部長、幹事をもって組織し、予算の編成、事業の計画遂行にあたるとともに次年度の正副会長、監事の推薦選出をする。

緊急の場合は、常任委員会をもって総会にかえることができる。

第22条 予算編成委員会は、新旧の会長、副会長および校長、教頭、幹事（主任、会計担当）をもって構成する。本会の会議は、毎年1回（2月）開催するものとする。

2 予算編成委員会は次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 会計の支出、収入の内容
- (2) 会計に係る会則の変更
- (3) 次年度の予算案編成
- (4) その他、必要と認められる事項

3 審議内容は、常任委員会で承認を得なければならない。

第23条 第5条の各機関は、それぞれその会議をもち所属の事業を行う。

第24条 各学級、学年では、必要に応じて、学級PTA、学年PTAを開くことができる。

第25条 総会の決議は出席者の過半数以上の賛成によって決定する。緊急事態により

総会が開催できない場合は、書面による決議を行う。書面表決における決議は、書面表決書提出者の過半数以上の賛成により決定する。

第6章 会 計

第26条 本会の経費は会費、その他の収入金をもってこれにあてる。

第27条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第28条 本会の会計監査は年1回、3月に行う。

第7章 付 則

第29条 本会は会誌、会計簿等その他必要な帳簿を備えておく。

第30条 本会則の変更は総会の決議による。

第31条 本会の解散は総会で会員の3分の2以上の賛成がなければできない。

第32条 本会則は、昭和36年4月24日から実施する。

昭和40年 4月 1日一部改正

昭和55年 2月18日一部改正

昭和57年 4月15日一部改正

昭和58年 4月14日一部改正

昭和63年12月 3日一部改正

平成10年12月 5日一部改正

平成16年 2月27日一部改正

平成18年 2月22日一部改正

平成19年 4月28日一部改正

平成30年 4月28日一部改正

平成31年 4月23日一部改正

令和2年 5月29日一部改正

明南小学校PTA慶弔規定

明南小学校P T A

- 1 本会会員または明南小学校児童が死亡した場合は弔慰金5,000円を持ち、会長の代理として学級PTA会長が会葬する。
- 2 上記1項については学年P T A、学級P T Aでは行わない。
- 3 以上の規定によりがたい場合は協議のうえ行うものとする。但し、緊急を要する場合には、正・副会長が関係学級会長・関係学級担任・事務局等と連絡をとって決定し、実施するものとする。

令和2年5月29日改定